いまかね町政だより

編集人兼發行人　今金町役場　由藏剛
印刷所　今金町農業協同組合　今金　恒印
發行所　今金町字今金　齋藤房人
印刷人　今金町農業協同組合　小西金一

三十年度豫算は
六七・七二一千圓に
他に議案十九件を審議決定

昭和三十年度の當初豫算その他主要な議案十九件を審議する第三十七回定例町議會は、三月十七日招集され本年度町政運營についての町長の施政方針が説明されついで議案審議のため休會に入り、三月二十八日再開し同二十九日提出議案を滯りなく議決し、同日閉會しました。次にその概略を說明いたします。

諸經費は一割を節減
利別川總合開發
地下資源の開發を推進

町長の昭和三十年度豫算編成方針說明

昭和三十年度豫算說明に先立ち、議員各位と私等が民主憲法、民主自治法が施行されてから丁度四年、或は八年間勤めあげ近く任期滿了するのであるが、今日まで四年間又は八年間町民の要望或は陰徳に鞭れ行政的にその全きを期して來たかどうか今この機會に反省してみたい。

自治法施行以來本町の進むべきウイートを何処に置くべきかということについて昭和二十二年以降の八年間に町の發展のために取りこぼしがなかつたということについて考えて見たい。

昭和二十二年四月、明朗今金町建設の旗印のもとに共々まい進して來たがどのような目途で來たかを温故知新即ち古きをたずねて新しきを知る意味で昭和三十年度に入りたい。

第一は文教施設としての六、三、三制の完全實施である。これは地方自治体に負荷された責任に於てなしとげなければならないが、六、三制について更に高校設置、通立移管、更に昭和三十年度豫算に新規事業として中里、豊田を計上した。

公民館の設置は容易でなかつたが、各位の協力により實施した。次に道路橋梁の整備であるが、常豊道路及び鈴岡線の改良事は何れも所期の實績をあげた。今金一八雲線の道路改良工事は國費の導入により完成せしめた。種川下ハカイの林道開さくは何れもある程度の實績をあげている。産業關係としては新紀元を画するため年才二百五十万の費用を投じその發展を計り、土地改良に於ては道營軌道客土事業を既に實施している。社會施設に於ては保育所の設置、隔離病舍の新設をなし又町制施行の際の條件とされていた消防本部廳舍は昭和二十三年に完成を見更に市街の側溝整備も町内各位の協力のもとに完成しつゝある。財産造成については無立木の町有地に百三十五町歩、学校林を兼ねて百七十二町歩を實施事業費總額三百六十万圓を投じて新殖を實施した。更に官營の誘致については保健所は當初八雲保健所の今金分室として假に實施したが、その後獨立し今日に到る。家畜の保護衛生のため家畜保健衛生所設置については関村との競合で一時危ぶまれたが成功、造林費の誘致については各位と共に強く要望の結果幸に成功し、本町の發展に貢献した。遂次六、三、三制の實施前の舊來の学校施設は必ずしも完璧ではなかつた。増改築問題に從來町財政より支出した額に五千五百万の額に上る。第一に八束校の二教室増築を始めとし町内各小中学校に亘つて實施した。これは地方自治体に負荷された責任に於てなしとげなければならないが、六、三制について更に高校設置、通立移管、更に昭和三十年度豫算に新規事業として中里、豊田を計上した。

公民館の設置は容易でなかつたが、各位の協力により實施した。次に道路橋梁の整備であるが、常豊道路及び鈴岡線の改良事は何れも所期の實績をあげた。今金一八雲線の道路改良工事は國費の導入により完成せしめた。種川下ハカイの林道開さくは何れもある程度の實績をあげている。産業關係としては新紀元を画するため年才二百五十万の費用を投じその發展を計り、土地改良に於ては道營軌道客土事業を既に實施している。社會施設に於ては保育所の設置、隔離病舍の新設をなし又町制施行の際の條件とされていた消防本部廳舍は昭和二十三年に完成を見更に市街の側溝整備も町内各位の協力のもとに完成しつゝある。財産造成については無立木の町有地に百三十五町歩、学校林を兼ねて百七十二町歩を實施事業費總額三百六十万圓を投じて新殖を實施した。更に官營の誘致については保健所は當初八雲保健所の今金分室として假に實施したが、その後獨立し今日に到る。家畜の保護衛生のため家畜保健衛生所設置については関村との競合で一時危ぶまれたが成功、造林費の誘致については各位と共に強く要望の結果幸に成功し、本町の發展に貢献した。遂次文教、道路、交通にしろ何れもある程度成功をみ、管内他町村と比較して決してそん色なく將來についても明るい希望をもてると思う本町開發の基本方針として議會の議決を經利別川の總合開發を三月二十二日に瀬棚郡の團体長の參集を求め國營かんがい將についての會合をもちたい。國營九盥であり是非實現し、食糧増産にあたりたい。地下資源の開發は强力に推進したいこれは既に地下資源調査所の調査を積し、ある程度のデータをもつている。これは土壌がどのように生成されているか等印刷に附してあるので後日報告する。更に林道については、植林と併せ實施したいと思う。以上申述べたことは皆様と共に過去歩んだことを申上げたものであるが、更に今後の重要條件をもつたものが昭和三十年度の豫算である。

昭和三十年度の豫算編成方針として先ず第一に大藏省、自治廳より經費一割の節減を要請され、その方針にそつて編成している。

一　議會費に於ては若干の減額で、別に單行條例で特別職、一般職の實費辨償は舊來二等實費を當分の間三等とし經費の節減をはかる。

二　役場費についても大藏省、自治廳の方針に基いて節減を圖つている。

三　警察消防費に於ても相當の減額であるがこれは昨年度に於ては自治警を六月まで維持したが、その後道警になりこの分が大巾に減額された。

四　土木費　災害復舊費を除き減額

五　教育費　必要欠くべからざる事業はもつているが、一般行政費は他と同様減額している。

六　社會及勞働施設費　前年度に比し四百四十七万圓の減額であるがこれは失業對策事業費については今後に於て豫算措置される關係である。

七　衞生費は本年度隔離病舍を完成するので増額となつている。

八　産業經濟費　土地改良事業費を減額　從來土地改良事業を町で行つてきたことは、他町村に於ては類をみないが當町としては、町自体の實任で實施してきたが、本年度これは土地改良區に於て實施することになり、町としてはこれに對し人的協力をすることになり減額した。

九　財産費　財産造成費は増額した。

昭和二十九年度及び昭和三十年度に亘り事業關係を更に分析すると八束小学校の改築、種川中学校の屋体建設があり、隔離病舍は二十九年度の公共事業の分は二十九年度にとり、その事業を完成させる分は三十年度にとつた。今金中学校の職員住宅、豊田校増築は三十年中里校改築も同樣。花石診療所の設置も本年度に計上した。只花石診療所は町財政の問題もあり、開拓と結びつけて補助事業にもつていきたい。要は節減をなし得るものは大藏省、自治廳の方針に基いて節減した、以上方針の概要を申し上げた。



立候補される方へ

四月二十日（町長・町議会議員）選挙

今金町長、今金町議會議員の選挙は、四月三十日に行はれることになり、その告示が四月二十日になされることになつて居ります。

立候補の受付や、不在者投票はこの告示後になされます。以下この選挙に立候補される方々のために、その手續きや又選挙運動の概要を述べてみます。

●選挙する數

今金町長　一名
町議會議員　二十名

町議會議員の定數は從來二十六名でありましたが今年から定數の改正により二十名に減員になりましたので御注意下さい。

一、立候補の届出

1、届出の種類及び書式

●選挙候補者届

添付書類

イ、所属黨派（政治團体）證明書

●候補者推薦届

添付書類

イ、候補者の承諾書

ロ、選挙人名簿登錄證明書

ハ、所属黨派（政治團体）證明書

※候補者自身が届出をするのは「候補者届」で、他人が推薦するのが「推薦届」になります。この「推薦届」の場合は、候補者の承諾書や、推薦する人が選挙人名簿に登錄されている人かどうかを證するための「選挙人名簿登錄證明書」を選挙管理委員會から交付を受けて必ず添付しなければなりません。所属黨派證明書は今金町基民同盟に加入している人に必要ですが、たとえ加入していても無所属で出たいという人はそれでも差支ありません。

2、届出の期間

立候補届開始期日は選挙期日告示の日（四月二十日）

立候補届最終日は

四月二十五日

何れも日曜祭日の區別なく、午前八時三十分から午後五時までとなつています。

二、立候補の辭退

候補者は選挙長に届出をしないと、候補者たることを辭することができません。

三、立候補に伴うその他の届出

1、出納責任者に関する届

イ　出納責任者の選任届（候補者自ら責任者となる場合も含む）

ロ　出納責任者の異動届

ハ　出納責任者の職務代行届（責任者に事故がある時、又は欠けた時）

2、選挙立會人の届出

四月二十七日までに届出のこと、本人の承諾書を添付のこと

3、選挙事務所の届出

候補者又は推薦届出者でなければ設置することができません。

イ　選挙事務所は一ケ所とゞけ出た所定の様式によること。

ロ　選挙當日は、投票所の入口から三町以外の箇所に限り設置できる

ハ　異動した場合はその都度とゞけ出を要する

選挙運動

一、戸別訪問

選挙運動のための戸別訪問は全面的に禁止されました。

二、自動車、擴聲器の使用

町の選挙では自動車の使用はできない。

擴聲機は一組使用できる擴聲機を使用する場合は選挙管理委員會の證明書が必要です。

四、文書圖画の掲示

1、選挙事務所表示用のポスター、立札、ちようちん及び看板の類

頭演說の場所で使用するポスター、立札、ちようちん、看板の類

右の立札、ポスター看板の大きさはタテ二百七十三糎、頭七十三糎を超えてはなりません

ちようちんの大きさは、高さ八五糎、直經四五糎を超えてはならない。

3、ポスター

町長、町議會議員兼に一人一〇〇枚

大きさ　タブロイド型

長四一糎、巾二八糎を超えないこと、選挙管理委員會の檢印を受けること、

揭示箇所　公用物、公共物等には揭示できない私人の所有又は管理するものについては承諾を要する。

五、新聞廣告

一回いずれか一の新聞紙に廣告できる。漢九、六糎　タテ二段組以内

六、放送

有線放送使用の選挙運動はできません。

七、選挙公營

1、公營施設使用の個人演說會

指定された施設について同一の施設一回を限り無料であり、二回目から自己負担となります。

この施設は各小学校（種川は中学校）外に今金町公民館を指定してあります。

右會場の使用には開催する日前二日までに別に定める機式をもつてとゞけ出で許可を受けて下さい

八、街頭演說

街頭演說する場合は、町選挙管理委員會から交付される標識を掲げていなければなりません。

右は申請により選挙管理委員會に於て交付します

連呼行爲

連呼行爲は街頭演說の箇所又は演說會の場所に於て演說の直前、直後及び演說中にのみ認められます。なおこの場合午後九時から午前六時までの間は禁止されて居りますから御注意下さい。

街頭演說及び連呼行爲に從事するものは選挙管理委員會から交付される腕章を着けなければなりません。その運動員は十五人に限定されています。

九、選挙運動費用の法定制限額

應定の法定制限額は、四月二十日に告示されますが概數をあげますと、次のようになります。

町長　約六万七千二百円
町議會議員　約一万六千八百円

※その他立候補選挙運動については、事前に是非選挙管理委員會へ御問合せ下さるようお願い致します。



公明選挙運動とは

政治は、私たちをより一層幸福にするために行われるのですが、何が私たちの幸福になるかは私たち自身が最もよく知つているはずです。

政治が私たちの幸福をほんとうに考えているかどうかをたえず注意していなければなりません。

公明選挙とは、私たちの國民のみんながこのような氣持になり選挙の時は立派な人に投票して國の政治が正しい方向に向うことを期待するものです。

町議會のお知らせ

議員定數を二〇名に減少
旅費の節減條例も可決

三月十七日開會の町議會には、昭和三十年度當初豫算を始め次のように多くの議案が提出されそれぞれ議決されました。以下その概略をお知らせ致します。

一　昭和三十九年度追加更正予算（第六回）

◇歳入

一　町税　冷害台風により三分作未滿の田畑に對する固定資産税の減免額百四十万円　町たばこ消費税十五万増　二　地方交付税　普通交付税一八、三五九千円　特別交付税五五二千円で二、〇六千円の減　三　國庫補助金　醫川、金原中学校増築費補助五六三千円の増　四　道支出金　傳染病豫防費補助等、七三三千円減　五　寄附金　一般寄附金一、七九五千円減　六　前年度繰越金　三五三千円増　七　繰越収入　一五〇千円増

八町債　議入欠陷債等一、七〇〇千円増

歳入合計　八七、九九二、六二四円

◇歳出

一　教育費　三三一千円増　二　社會及び労働施設費　九九千円減　三　保健衛生費　四、四三三千円減

四　諸支出金　一二九千円減

歳出合計　八七、九九二、六二四円

二　昭和三十年度当初予算

昭和三十年度の豫算編成の大綱については、一頁に町長の編成方針を掲げておりますが、玆にその概數を申述べることとし、その詳細は説を追つて更に順次提出させて頂きます。

◇歳入

一　町税　二二、〇九八千円　二　地方交付税　一八、三五九千円　三　公營企業及財産収入　一、五六八千円　四　使用料及手數料　一、三九七千円　五　國庫支出金　一四、五八〇千圓　六　道支出金　一、六〇〇千圓　七　生業資金償還金　一〇千圓　八　寄附金　二〇〇千圓　九　雑収入　八一二千圓　十　町債　四、〇〇〇千圓

歳入合計　六七、七二一、〇七六圓

◇歳出

一　議會費　一、〇〇五千圓　二　役場費　一二、七八四千圓　三　警察消防費　一、八三八千圓　四　土木費　一、二五八千圓　五　教育費　一八、〇九六千圓　六　社會及労働施設費　四、九八一千圓　七　保健衛生費　三、八二三千圓　八　産業經濟費　四、一二七千圓　九　財産費　二、一四五千圓　十　統計調査費　一五三千圓　十一　警察費　四二九千圓　十二　公債費　五、五六八千圓　十三　諸支出金　一、三〇七千圓　十四　豫備費　三、二九一千圓

歳出合計　六七、七二一、〇七六圓

三昭和三十年度公益質屋特別会計豫算　貸付金一、〇〇〇千圓の月三分の利子による豫算額三二〇千圓、

四、印鑑条例制定について　從來印鑑と印鑑證明についての條例の制定がなかつたが、今回これを明文化しその取扱の適正を期することにしたお詳細は次號に掲載します。

五、特別職の報酬額及びその支給方法に關する條例の一部改正　特別職並びに一般職の職員に對する旅費等の特別措置條例制定について　以上の三件は關連している議案であつて、本年度豫算編成の基本方針として諮問案の一割節減の趣旨に副い從來出張旅費が二等賃金のものがそれぞれ三等賃金に引下げたものであります。

六町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

八、今金町職員定数条例の一部を改正する条例　新たに被害農業會事務局、保育所、消防職員の定數をのせた。

七、町特別職並びに一般職の職員に對する旅費等の特別措置條例制定について　以上の三件は關連している議案であつて、本年度豫算編成の基本方針として諮問案の一割節減の趣旨に副い從來出張旅費が二等賃金のものがそれぞれ三等賃金に引下げたものであります。

九、消防團給與条例の一部を改正する条例　從來少額に過ぎた消防團員の出場手當をそれぞれ適正額に改正

出場手當　一回　五十圓
訓練手當　日額　百五十圓
警戒手當　日額　五十圓
技術手當　〃　現物貸給與
賄手當　一食　五十圓
退職手當もそれぞれ階級に應じ引上げた。

十、昭和二十九年における被害農家等による被害農家に對する米麥の賣渡に關する豫算外義務負担について　昭和二十九年における冷害等による被害農家に對する米麥の賣渡の特例に關する法律に基いて、被害農家に對し賣渡すべき米麥を賣い受けるため、道との間に豫算外義務負担の契約をするものである。

十一、寄附採納について　公衆用道路敷地として今金高林第一氏より次のように寄附願出あつたので採納する。

不動産の表示

今金町は今金二七の八
二畝十二歩
二畝二十一歩
一反十二歩
七歩
一畝一歩
三畝二十五歩

十二、一時借入金について　昭和三十年度豫算經理のため、次のように一時借入金をする。

借入金額　三千万圓以内
利率　百圓につき日歩二錢六厘以内

十三、昭和二十九年度公益質屋特別会計追加更正豫算　十四、年度中ばに於て歳入の内所有經費が當初豫定の額に至らなかつたので既定豫算四四〇、千圓を一六三千圓に減額

十四、今金町議会議員定数条例制定について　全國的に市町村の行政面減のため町村合併が行われている折柄、この趣旨にそうのと共に積極主義の見地より從來二十六名の定數を二十名に減少することに決定

十五、十六、警察用物品の無償譲渡について　町警が廢止され道警に移管された關係上、從來の警察用物品を警察法の定めるところにより道警に無償譲渡するものとする

十七、昭和三十年度今金町歳入歳出追加更正豫算（一回）について

◇歳入

一　道支出金　隔離病舍建設事業費補助等一、五三八千圓増　二　寄附金　一般寄附二、八三五千圓増

歳入合計　七二、二一五、〇七六圓

◇歳出

一　土木費　田代、滝川、御幸橋應急災害復旧費二三四千圓増　二　保健衛生費　隔離病舍初年度設備費三二〇千圓増　隔離病舍新築費二、七〇〇千圓　附設診療所新設費九〇〇千圓　附屬家一七〇千圓計三、七七〇千圓追加　三　諸支出金　一七〇千圓追加

歳出合計　七二、二一五、〇七六圓

十八、一時借入金について　昭和三十年度今金町公益質屋特別會計豫算經理のため次のように一時借入をする。

借入金額　金壹百万圓以内

報告　一　昭和二十八年度今金町歳入歳出決算額　八五、四八一、〇四〇圓　歳出決算額　八五、一二四、九〇四圓　歳入歳出殘額　三五六、一三六圓　翌年度へ繰越し

戦前（16～20）戦後（24～28）各五ケ年平均の町財政事情

戦後は戦前に比べ

土木費、教育費関係施設費社會及勞働施設費、産業經濟費が上昇反面役場費、公債費が大巾に減少しています。

昭和三十年度當初予算につきましてはその概數を三面に載せてありますが、從來議會で決定の都度お知らせして居りました町の當初又は追加予算がそれぞれの年度にどのように執行されて決算を了しておるか又は歳出令、制度の制改度によつて町の予算がどのように推移しているか、昭和二十八年度決算の認定も終りましたので、次に戦前、戦後各五ケ年間の決算總額に對する歳入歳出比較表を掲げて財政事情をお知らせします。

この圖表に示す通り才入に於て戦前、戦後で相違している点は町税、地方交付税等が多少戦後の方が上昇し反面財産收入、追支出金の收入歩合が減少して居ります外は余り大きな違はありません。

才出では戦後土木費、教育費中の新營改築費、社會及勞働施設費、産業經濟費等が大きく上昇し反面役場費、公債費の減少が目立つて居ります。

なお又町の負債總額は現在二六、八五二千圓で（一世帯當人口一人當一一、〇五八圓）

使途別内譯は

消防施設費	四、九〇〇千圓	
教育費	三、五三〇千圓	
公營住宅費	一、四五八千圓	
保健衛生費	三、一五九千圓	
普通土木費	三、三〇〇千圓	
災害土木費		

となつて居りますが、このうち災害土木費三、三〇〇千圓については、毎年度償還元利金の九五%が國庫から交付されて居ります。

なお現在の償還計画で進むと昭和三十九年度で完濟になります。

戦前戦後各5ヶ年の決算總額に對する各科目の比較調

